

第26回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年8月5日(月)午後1時30分より、第26回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 久世谷 幸治	2番 多田 岳史	4番 中林 和夫	5番 古川 嘉嗣
6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一
11番 高田 悦和	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

3番 徳田 明子	8番 中西 秀友
----------	----------

(農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平	村田 昇造	江口 淳司	水谷 修	北村 嘉朗
-------	-------	-------	------	-------

(事務局)

土肥 局長	西村 次長	清水(囑託)	村田(囑託)	岸本(囑託)
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は徳田委員、中西委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、水主委員、中林委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、古川委員、小島委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号 2 につきましては関係者がおられますことから、本議案の番号 1 と、番号 2 に分けて審議いただきます。</p> <p>それでは、本議案の番号 1 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」番号 1 につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、 1 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 の譲受人は、公共事業により農地を売却したため、他の地域で営農地を探していたところ、譲渡人から農地の譲り渡しの話があったことから、所有権の移転を行うものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

古川委員	<p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町、及びの利用状況ですが、いずれも茶畑として利用されており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号1につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>譲受人は所有農地を売却したとのことですが、公共事業なんですか。</p>
中林委員	<p>幼保連携型の認定こども園の屋外遊戯場及び露天駐車場として売却されました。私立の認定こども園ですが、埼玉県で前例があったため公共事業として手続きされています。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に本議案番号2の審議につきまして、委員は関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、退室 =</p>
議長	<p>それでは、本議案の番号2について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」番号2につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号議案、2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号2の貸人は、高齢により経営規模の縮小を検討していたところ、借人から経営規模拡大の申し出があったため、賃借権を設定するものです。</p>

	<p>本件につきましては、借人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の五ヶ庄 の利用状況ですが、茶園として利用されていました。五ヶ庄 の利用状況につきましては、茶樹が抜根されておりました。秋に改植される予定とのことでした。</p> <p>いずれも雑草はなく、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号2につきましては、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、入室 =</p>
議 長	<p>引き続きまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の</p>

	<p>譲受人に係る利用集積計画でございます。</p> <p>所有権の移転を受ける者は、営農規模拡大のため、当該農地を京都府農地中間管理機構から所有権移転により取得されるものです。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町、及びの利用状況ですが、3筆とも不作付地で、雑草が40cmほどの高さで一面に伸びており、休耕田の状態でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>地元の方が買われるので心配はないと思いますが、適正に草刈りを続けていただきたいです。少し水はけが悪い農地なので畑には不向きであり、来年稲作をすると聞いておりますが、今後きちんと耕作されているかどうか、地元委員さんに見守っていただければと思います。</p>
議長	<p>ここは確かにとても水はけが悪いところですね。</p>
山本会長職務代理者	<p>用排水の区画整備ができていないところですね。</p>
議長	<p>譲受人は現在1反しか経営されていないんですか。農機具を保有されている等、きちんと営農できる環境が整っている方なんでしょうか。</p>
局長	<p>譲受人は農林茶業課のコーディネーターに探していただいた方ですが、地元の農業者さんで、他にも実際に作業されている農地はあるとのことでした。</p>
水谷推進委員	<p>管理機構が権利を有している間は、管理機構が草刈りをする体制はきちんと取</p>

	<p>られているんですか。</p>
局長	<p>理屈上は、受け手に渡るまでの間は管理機構が草刈り等管理をするべきですが、当該地については6月の総会で管理機構へ渡す議案が出ており、長期の管理期間とならないように、早めに受け手へ渡すべく手続きされています。</p> <p>現実的には、管理機構として草刈り等されるといったことは聞いたことがありません。</p>
議長	<p>個人間の申請なら草刈りをするまで承認しないと言っているのに、管理機構はそんな体制で良いのでしょうか。</p>
小島委員	<p>他の農地に迷惑をかけるほどの不作付状態ではありませんでしたので、受け手の方に草刈りしていただければ良いかと思います。</p>
中林委員	<p>前回に現地調査したところも、雑草がそのままの状態でした。時期がずれたら種が飛んでしまいます。</p>
議長	<p>エリアとしてはどの辺りでしたか。</p>
多羅尾委員	<p>小倉町の2筆分並んでいるところですね。</p>
議長	<p>管理機構の保全管理体制については、今度改めて農業会議に確認いたします。</p>
井内委員	<p>管理機構は、受け手が決まってからでないと農地を引き受けません。相手方を探さずに受けることはありませんので、管理機構が権利を有している期間としては1か月か2か月ほどです。草が生える間がないという考えなのではないでしょうか。例えば1年間その農地を持っていると、草刈りだけでなく水利費等の問題も出てきます。</p>
水谷推進委員	<p>今までは確かにそうですが、不耕作地を買い取って相手を探すのも管理機構の事業の一つのはずです。</p>
井内委員	<p>ですが、実際には買ってくれないでしょう。農用地内には三角地だったり水はけが悪かったりして、営農が難しいために不作付状態のところも沢山ありますが、そんな農地は絶対に引き受けてくれません。</p>

議 長	<p>管理機構の体制についてはともかく、議案の内容については、承認として宜しいでしょうか。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、第1号報告から第2号報告までを一括してご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、道路に面している東側市道を進入路とし、雨水排水については、地下浸透及び東側側溝へ排水するものです。また、当該地の西側にある農地の所有者からは土地の転用について同意を得ておられます。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、隣接地への土砂の流出を防ぐためコンクリートブロック等を設置し、また、雨水排水は北側の側溝に流出するものです。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判</p>

	<p>断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>
--	---

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____